

マージン率等に係る情報提供について

株式会社 電子工学センター

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間：令和5年10月 ～ 令和6年9月

記

- 令和6年9月30日付 派遣労働者数 85 名
- 令和6年度 派遣先事業所数 25 件
- 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 31,216 円
- 令和6年度 派遣労働者の賃金の平均額 17,062 円
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合（マージン率） 45.3 %

◇マージン率に含まれる主なもの

- ・雇用主として負担する社会保険料
- ・健康診断等の福利厚生費
- ・教育訓練費用等の教育訓練費
- ・年次有給休暇時の人件費
- ・その他、事業運営費（事務所賃料、光熱費、通信費、間接部門の人件費等）

◇弊社のマージン率について

弊社は、正社員を派遣しているため、マージン率に含まれる福利厚生費、教育訓練費、事業運営費の比率が高くなっています。

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口（統括管理部）

TEL：044-733-8691

| 訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 主体 | 費用負担 | 賃金支給 |
|------------------|----------------|------------|------------|------|------|
| 新規採用者訓練 | 新規採用者 | OFF -JT | 派遣元 事業主 | 無償 | 有給 |
| システム設計・技能訓練（職能別） | 全派遣労働者 | | | | |
| リーダーシップ研修（階層別） | 採用後3年目以降の派遣労働者 | | | | |

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定締結について

- ・労使協定を締結している
- ・協定書の対象派遣労働者の範囲（全ての派遣労働者）
- ・協定書の有効期間終期（令和8年3月31日）